

第5章 資料編

第1節 八幡浜市総合計画審議会条例

第2節 八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会設置要綱

第3節 委員名簿

第4節 策定までの経緯

第5節 市民アンケートの結果（抜粋）

第6節 高校生アンケートの結果（抜粋）

第7節 市民ワークショップの結果（抜粋）

第8節 用語解説

第1節 八幡浜市総合計画審議会条例

平成17年3月28日

条例第12号

(設置)

第1条 八幡浜市総合計画策定に関し審議するため、八幡浜市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、八幡浜市総合計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験者

(3) 公共的団体の役職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。ただし、その職によって委嘱された委員が当該身分に異動を生じた時は、委員を辞したものとみなし後任者が委員となる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に招集する審議会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

第2節 八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会設置要綱

平成27年4月14日制定
改正 平成29年 6月30日制定
平成30年 6月28日制定
令和 元年 7月 1日制定

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づく八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進に関し広く意見を聴くため、八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合戦略の検証に関すること。
- (3) 前2号のほか、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、26人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共的団体の役職員
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、総合戦略の検証が完了したときまでとする。ただし、その職によって委嘱された委員が当該職又は身分に異動を生じたときは、委員を辞したものとみなし、後任者が委員となる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務に関する専門的な事項について検討を行うため、必要に応じ、部会を設置することができる。

2 部会は、検討した結果を委員会に報告するものとする。

3 部会は、委員会の委員のうち、当該分野に精通している者として委員会が指名する10人以内のものをもって組織する。

4 部会の部会長は、当該部会に属する委員の互選とする。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうち、部会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に係る必要な事項は、部会長が定める。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、総合戦略の検証が完了したときまでとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画部政策推進課において処理する。

2 部会の庶務は、当該部会に係る分野の実務を担当する部署において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月14日から施行する。

(第1回の会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後の最初の会議は、市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、第7条に定める期間の末日限り、その効力を失う。

附 則(平成29年6月30日制定)

この要綱は、八幡浜市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成29年条例第19号)の施行の日から施行する。

[八幡浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(平成29年規則第28号)により、平成29年7月1日施行]

附 則(平成30年6月28日制定)

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

附 則(令和元年7月1日制定)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

第3節 委員名簿

所属	役職	氏名	備考
八幡浜市議会	議長	佐々木 加代子	令和7年9月まで
		菊池 彰	令和7年10月から
八幡浜市議会	副議長	西山 一規	令和7年9月まで
		田中 繁則	令和7年10月から
八幡浜市教育委員会	教育長職務代理者	成瀬 いづみ	
八幡浜商工会議所	会頭	堀口 栄樹	副会長
保内町商工会	会長	山内 裕司	
西宇和農業協同組合	代表理事理事長	小笠原 栄治	
八幡浜漁業協同組合	代表理事組合長	福島 大朝	
八幡浜市社会福祉協議会	会長	山崎 利夫	
八幡浜市スポーツ協会	会長	河野 信	
八幡浜市文化協会	会長	内藤 浩吉	
八幡浜市商店街連絡協議会	会長	小山 一	
八幡浜市老人クラブ連合会	会長	和田 泰則	
八幡浜市公民館連絡協議会	会長	木下 恵介	
八幡浜市自主防災会連絡協議会			
八幡浜市PTA連合会	会長	河野 良典	
八幡浜市女性団体連絡協議会	会長	菊地 千鶴	
八幡浜市連合婦人会	会長	谷脇 節子	
八幡浜市民生児童委員協議会	会長	徳島 守	
八幡浜港みなとまちづくり協議会	会長	谷本 訓男	
一般社団法人八幡浜青年会議所	理事長	二宮 将栄	
八幡浜市青年農業者連絡協議会	会長	大下 隼人	
みなと交流館	館長	木村 謙児	
愛媛大学地域協働推進機構	客員教授	前田 眞	会長
伊予銀行八幡浜支店	前支店長	近藤 敬	
連合愛媛南予地域協議会八西・大洲・喜多支部	支部長	山元 恭兵	
愛媛新聞社南予支社	支社長	廣川 豊仁	

第4節 策定経過

日付	事項
令和6年11月28日(木) ～令和7年1月6日(月)	住民アンケートの実施
令和7年1月16日(木) ～令和7年2月5日(水)	高校生アンケートの実施
令和7年3月19日(水)	第1回 市民ワークショップの実施
令和7年5月28日(水)	第2回 市民ワークショップの実施
令和7年6月30日(月)	第1回八幡浜市総合計画審議会及び 第1回八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会
令和7年8月26日(金)	第2回八幡浜市総合計画審議会及び 第2回八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会
令和7年10月7日(火)	第3回八幡浜市総合計画審議会及び 第3回八幡浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会
令和7年10月7日(水)	答申
令和7年10月9日(木) ～令和7年11月7日(金)	パブリックコメントの実施
令和8年3月	公表

諮問書

八政第 346 号
令和 7 年 6 月 30 日

八幡浜市総合計画審議会 会長 様

八幡浜市長 大城 一郎

第 3 次八幡浜市総合計画の策定について（諮問）

八幡浜市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、第 3 次八幡浜市総合計画について、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

令和7年10月8日

八幡浜市長 大城 一郎 様

八幡浜市総合計画審議会
会長 前田 眞

第3次八幡浜市総合計画（案）について（答申）

令和7年6月30日付け八政第346号により、当審議会に諮問のあった「第3次八幡浜市総合計画の策定」につきまして、八幡浜市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

市長におかれましては、審議過程において意見のあった下記事項に十分留意のうえ、本計画の基本理念である「一人ひとりの輝きを力に 未来を創る 持続可能なふるさと八幡浜」の実現に向けて、市民との協創のもと、総合計画を着実に推進されますよう要望します。

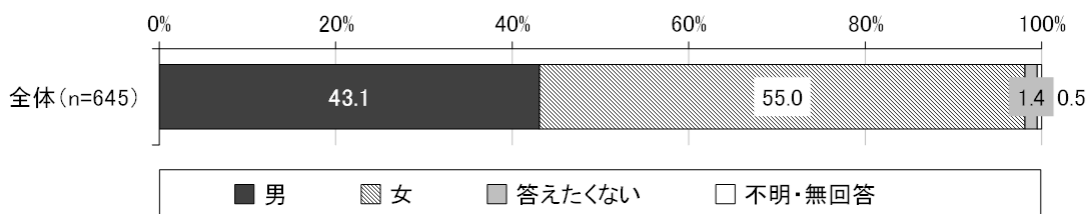
記

- 1 成果指標と目標値については、より多角的な視点での確認が必要と思われるため、各分野の施策に応じた適切な指標、目標値となるよう、再度精査願いたい。

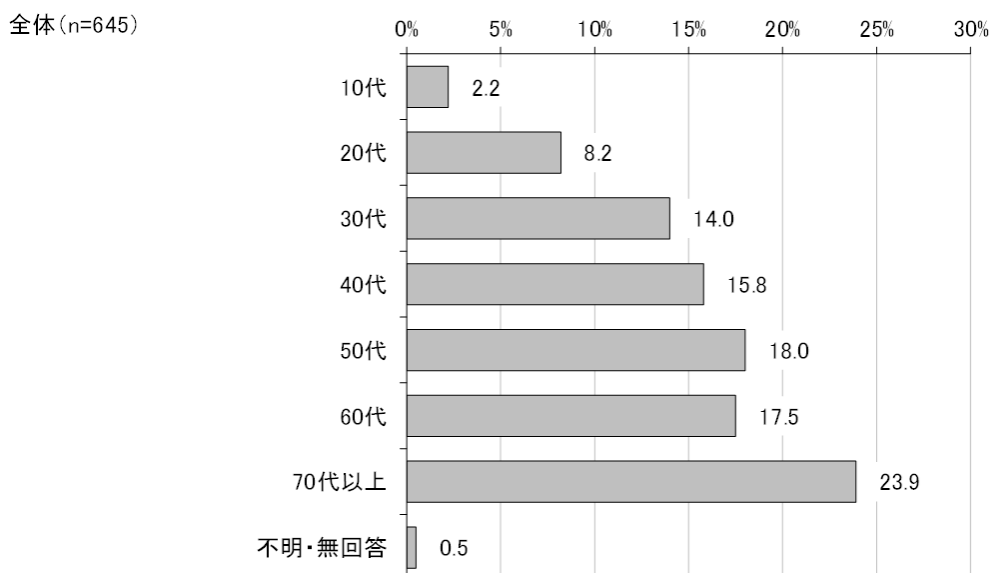
第5節 市民アンケートの結果(抜粋)

項目	内容
調査対象者	八幡浜市にお住まいの18歳以上の方(無作為抽出)
調査期間	令和6年11月28日(木)～令和7年1月6日(月)
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWEB調査による本人記入方式
配布数	2,000件
有効回収数	645件
有効回収率	32.3%

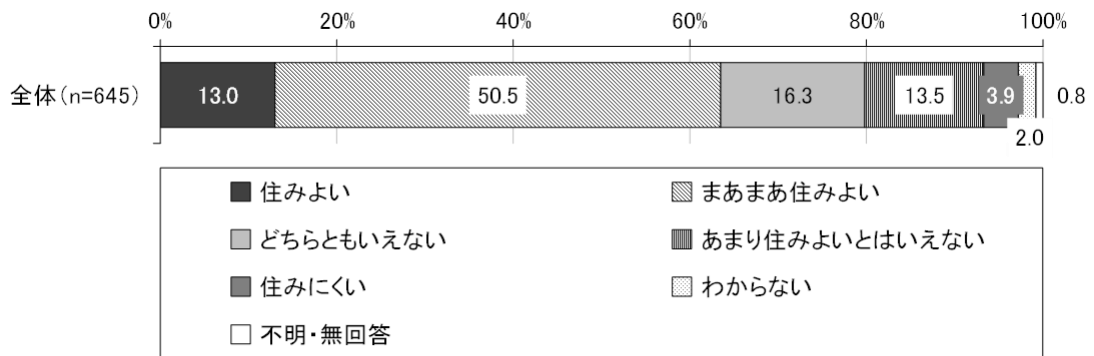
■性別



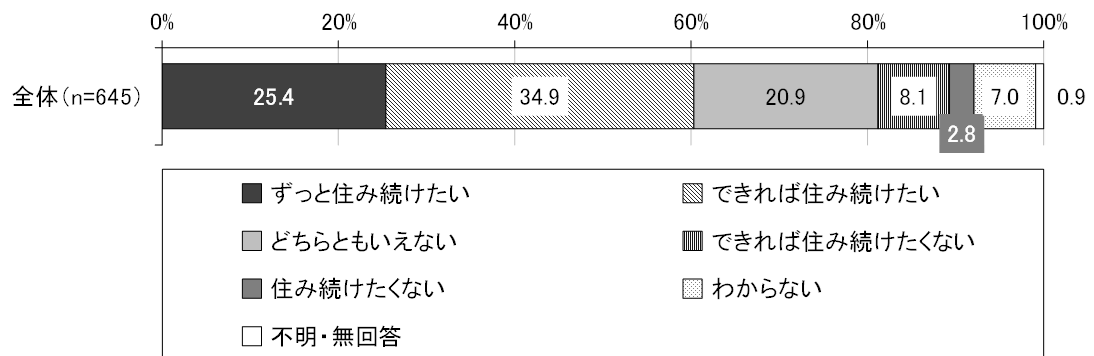
■年齢



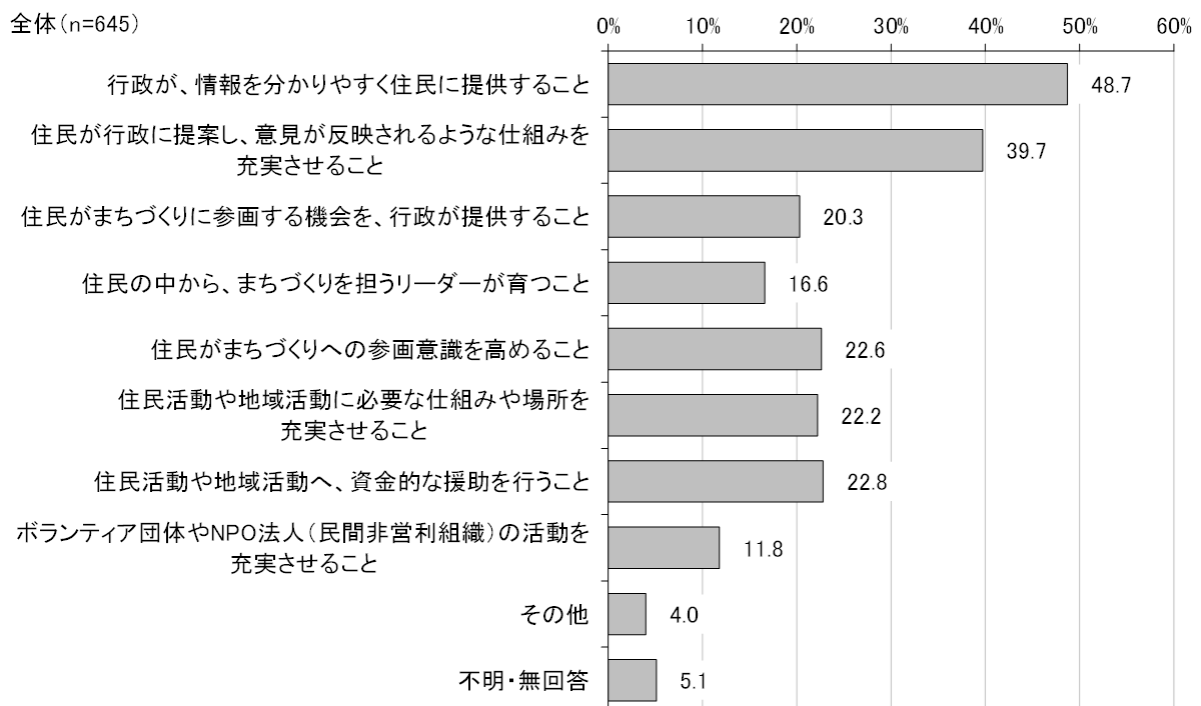
■八幡浜市は住みよいまちか



■八幡浜市に今後も住みたいか



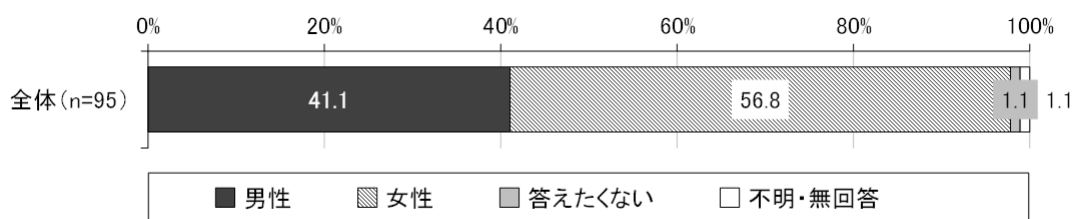
■住みやすいまちにするために何が必要か



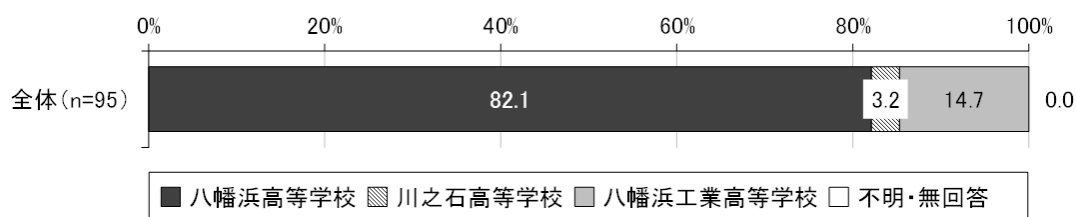
第6節 高校生アンケートの結果(抜粋)

項目	内容
調査対象者	八幡浜市内の高校に通う高校2年生
調査期間	令和7年1月16日(木)~2月5日(水)
調査方法	WEB調査による本人回答方式
配布数	304 件
有効回収数	95 件
有効回収率	31.3%

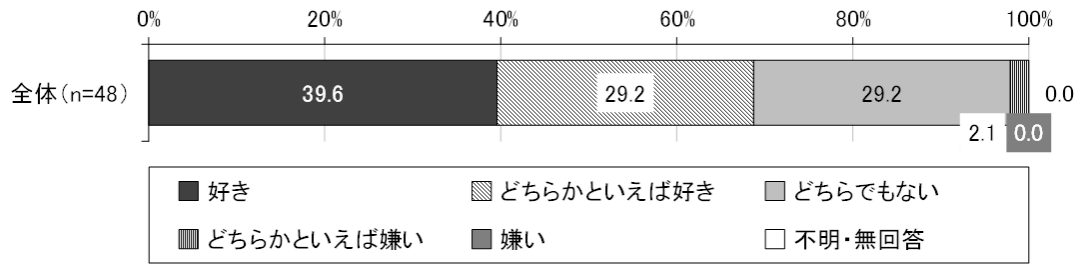
■性別



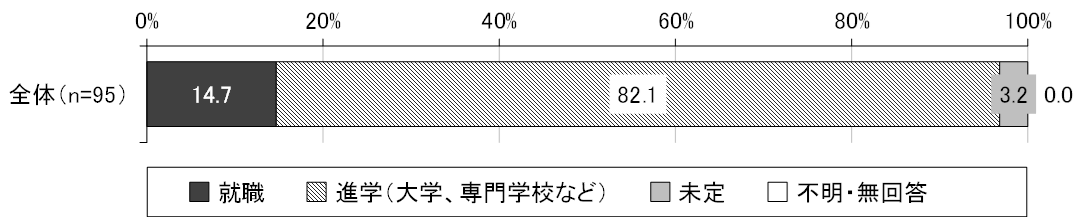
■高校名



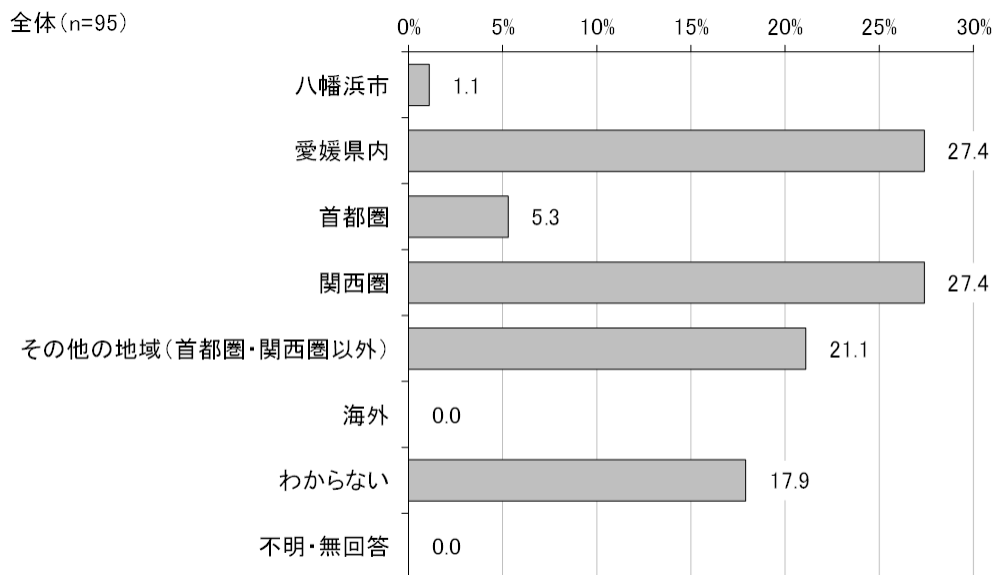
■八幡浜市が好きですか(住まいが八幡浜市と回答した方のみ)



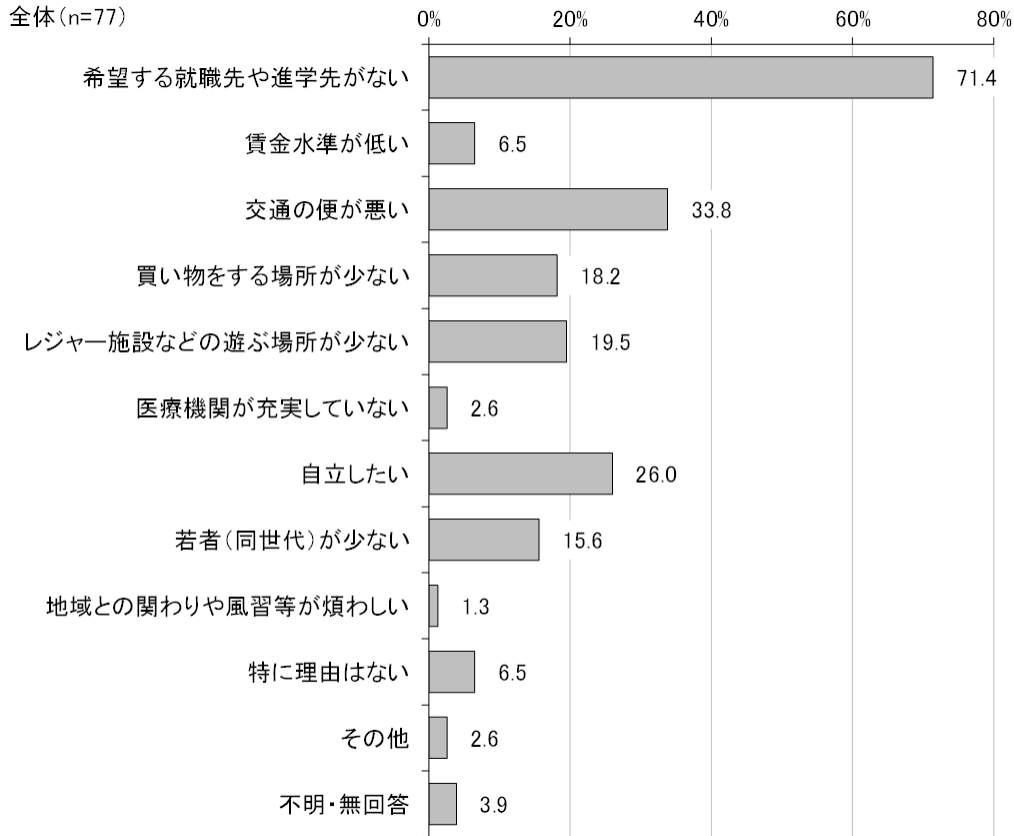
■高校卒業後の進路



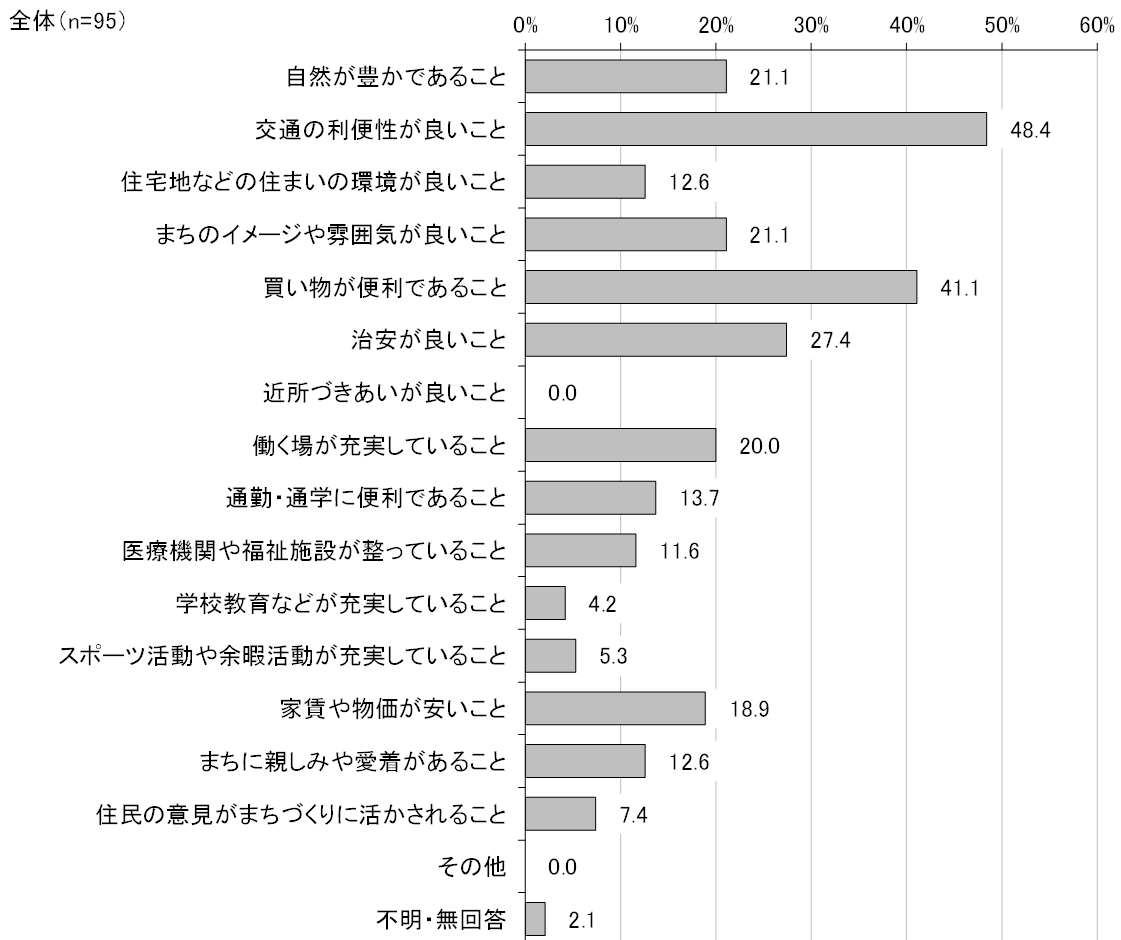
■高校卒業後、どの地域に進学または就職したいか



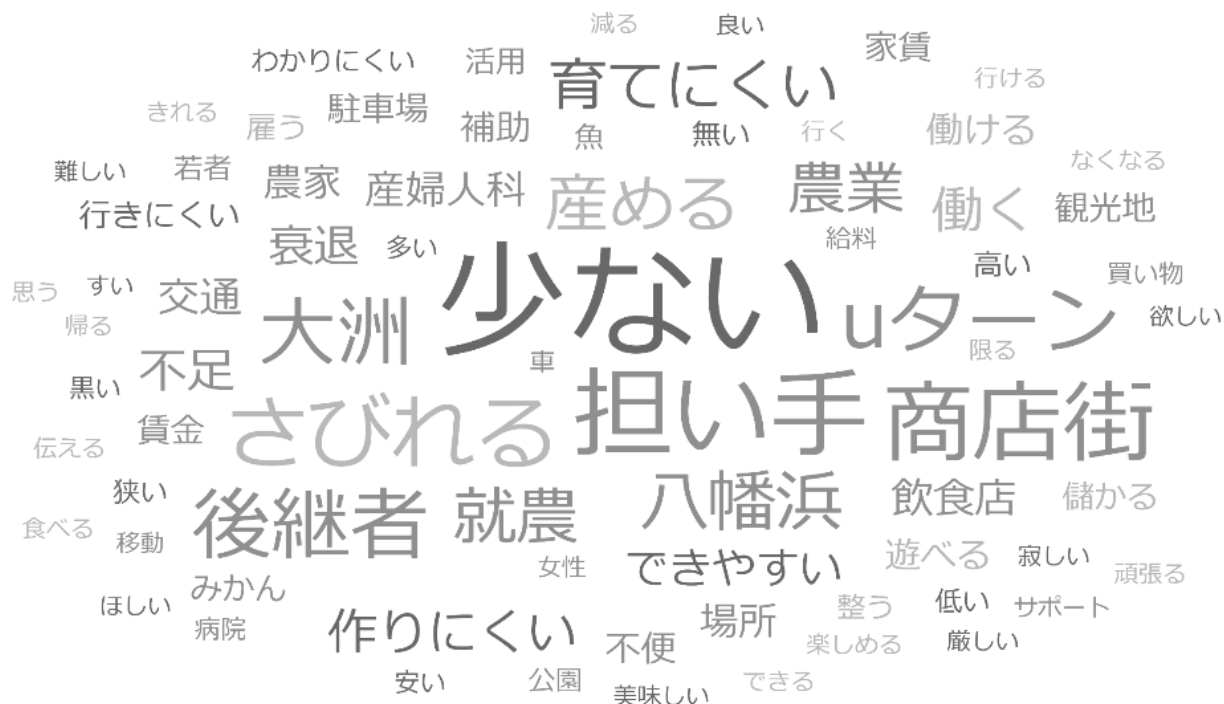
■八幡浜市以外に住みたいと思う理由(愛媛県内)～「海外」を選んだ方のみ)



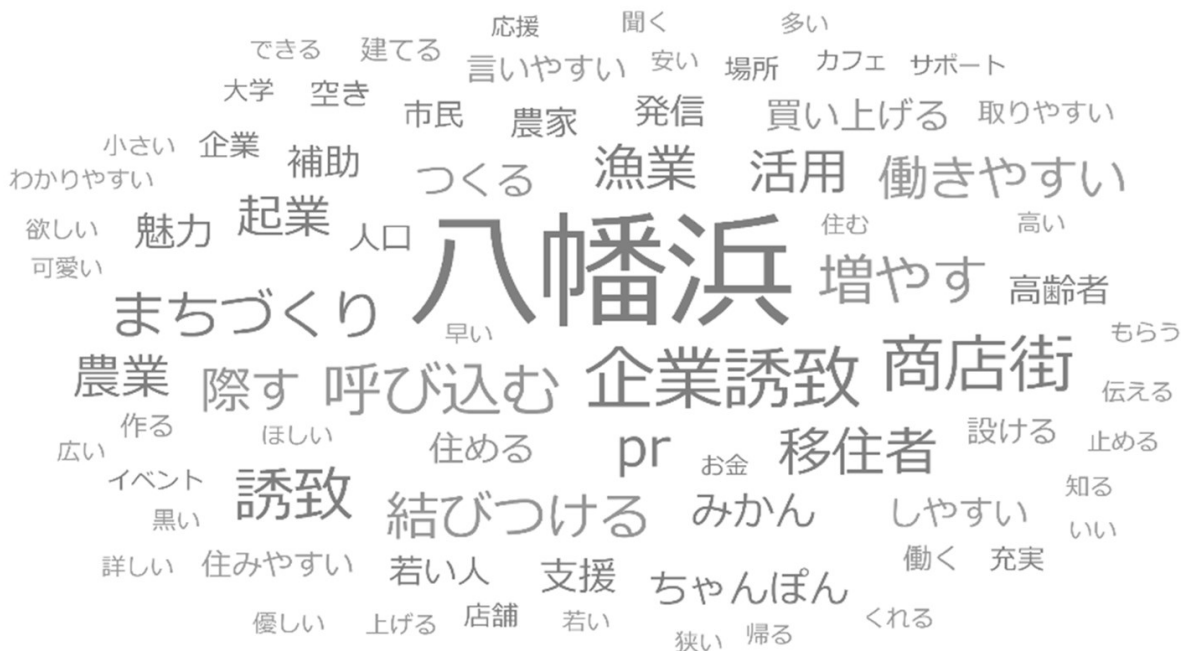
■八幡浜市で住み続けていくとした場合、何があったらよいと思うか



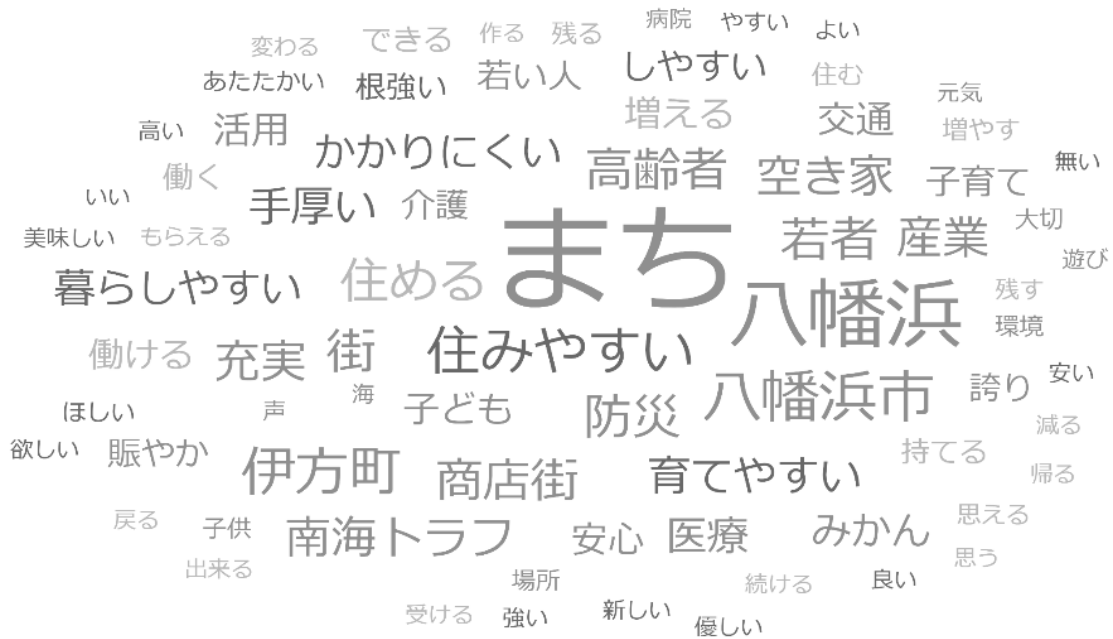
【産業の現状・課題】



【現状と課題を受けて思い浮かぶ解決策】



【10年後の八幡浜市に目指してほしいまち】



■全体意見のまとめ

【八幡浜市の好きなおところ】

「みかん」を中心とした食の評価が特に高く、魚やじゃこ天、ちゃんぽんなどの地域食材・郷土料理も広く支持されている。あわせて、段々畑や海、夕日などの自然景観や温暖な気候も評価されている。さらに、「人が温かい」「住みやすい」といった声が多く、コンパクトで安心して暮らせる生活環境が市民に支持されている。

【産業の現状・課題】

雇用に関する課題が大きく、「仕事が少ない」「給料が低い」などの声から、若者や女性が地元で働きにくい状況がうかがえる。加えて、農業・漁業では担い手不足が深刻であり、温暖化や漁獲量減少など外的要因も影響している。また、買い物や交通の不便さ、商店街の衰退、産婦人科の不足など、生活面での課題も指摘されている。

【現状と課題を受けて思い浮かぶ解決策】

企業誘致や雇用創出による働く場の確保が強く求められている。あわせて、商店街や空き店舗の活用によるにぎわい創出や起業支援、移住・定住促進、子育て支援など、暮らしやすさの向上に向けた提案が多い。また、観光やSNSを活用した魅力発信など、地域資源を生かした活性化への期待も見られる。

【10年後に目指すまちの姿】

医療・介護・交通などの生活基盤が整い、安心して暮らせるまちが求められている。あわせて、防災対策の強化や、高齢者に配慮した環境整備への関心も高い。さらに、若者や子育て世代が住み続けられる環境づくりや働く場の確保を通じて人口減少の抑制を図るとともに、「みかん」や「海」といった地域の強みを生かし、にぎわいと魅力を高めるまちづくりが期待されている。

【子育てをする上で、八幡浜市に必要なもの】



■全体意見のまとめ

【八幡浜市の好きなところ】

地元グルメや特産物に関する評価が高く、「新鮮」「美味しい」といった声が多い。あわせて、海や景色などの自然環境や温暖な気候も魅力とされている。また、「人が優しい」「穏やか」といった地域の雰囲気も評価されている。

【子育てをする上で、八幡浜市にあるもの】

児童センターや公園、小児科、図書館など、子育てに関する施設や環境は一定程度整っている。また、地域住民による見守りや交流など、人との関わりの中で子育てを支える風土も評価されている。

【子育てをする上で、八幡浜市にないもの・課題】

医療面では皮膚科や産婦人科、夜間救急などの不足が指摘されている。あわせて、子ども向けの遊び場や屋内施設、買い物環境の不足、交通や歩道など安全面の課題も多い。さらに、仕事や進学先などの選択肢が少ない点も課題として挙げられている。

【子育てをする上で求められるもの】

医療体制の充実や通学路の安全確保など、子どもの安心・安全を支える環境整備が強く求められている。また、屋内外の遊び場や商業施設の充実、子育て世帯への経済的支援の拡充も期待されている。さらに、雇用環境の改善や住宅支援、保育体制の充実など、子育て世代が安心して暮らせる基盤づくりが必要とされている。

第8節 用語集

あ行

■EBPM(イービーピーエム／証拠に基づく政策立案)

「Evidence-Based Policy Making」の略。統計データなどの客観的な証拠(エビデンス)に基づき、政策の企画・立案を行うこと。

■SDGs(エスディーゼーズ)

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。持続可能な社会の実現に向けた国際的な目標。本計画においても各施策と関連付けて推進する。

か行

■関係人口

定住人口(移住者)でも交流人口(観光客)でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。地域づくりの新たな担い手として期待される。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る役割を担う人。「命の門番」とも呼ばれる。

■コンパクトシティ

人口減少に対応し、医療・福祉・商業などの生活に必要な機能を一定のエリアに集約することで、利便性の高い持続可能なまちづくりを目指す考え方。

■こどもまんなか社会

こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考える社会。こどもに関する取組・政策を社会の中心に据えて推進する。

さ行

■シティプロモーション

地域の魅力を市内外に発信し、都市のイメージ向上やブランド価値を高めることで、「選ばれるまち」を目指す活動。交流人口や定住人口の増加につなげる。

■シビックプライド

市民が自らのまちに対して持つ誇りや愛着のこと。まちづくりへの主体的な参画意識の源泉となる。

■循環型社会

資源の再利用や廃棄物の削減を進め、環境への負荷を低減する社会のあり方。

■スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化や高品質生産を実現する新しい農業の形。

■世界農業遺産

伝統的な農林水産業や、それによって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な地域を、国連食糧農業機関(FAO)が認定する制度。

■ゼロカーボンシティ

2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す取組。本市では持続可能な環境づくりの指針として推進する。

た行

■地域包括ケア

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、医療・介護・生活支援などを一体的に提供する仕組み。

■DX(ディーエックス/デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術を活用して業務や社会の仕組みを変革する取組。行政の効率化や住民サービス向上のために推進する。

■DMO(ディーエムオー/観光地経営組織)

「Destination Management/Marketing Organization」の略。地域の観光資源を活かし、地域と協働しながら観光地域づくりを行う法人。

は行

■PFI(ピーエフアイ)

「Private Finance Initiative」の略。公共施設の整備や運営に民間の資金やノウハウを活用する手法。財政負担の軽減とサービス向上を目的とする。

■PPP(ピーピーピー)

「Public Private Partnership」の略。公共サービスの提供において、行政と民間が連携して取り組む手法。効率的な事業実施を図るために活用する。

■ポートフォリオ分析

複数の項目を「重要度」と「満足度」などの2軸で評価・分類し、優先的に取り組むべき課題を可視化する分析手法。

■プレコンセプションケア

将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。若い世代からの健康づくりを推進する。

ま行

■モーダルシフト

トラックによる貨物輸送を、環境負荷が小さく大量輸送が可能な鉄道や船舶の利用へと転換すること。

や行

■UIJターン(ユーアイジェイターン)

移住の形態を表す言葉。Uターン(地方から都市部へ移住し、再び出身地に戻る)、Iターン(都市部出身者が地方へ移住する)、Jターン(地方から都市部へ移住し、出身地とは別の地方へ移住する)の総称。

ら行

■6次産業化

1次産業(農林水産業)が、生産だけでなく、2次産業(加工)や3次産業(販売)にも取り組み、経営の多角化を進めること。



第3次八幡浜市総合計画 令和8年3月

発行 八幡浜市(総務企画部政策推進課)
〒796-8501
愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号
TEL 0894-22-3111(代表)